

八十日日波在止今日能生日能足日爾出雲國造姓名恐
美恐申賜久挂麻久畏岐明御神止大八嶋國所知食須天
皇命乃大御世乎手長能大御世止齋止若後齋時爲氏出雲
國乃青垣山內爾下津石根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木
高知坐須伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣
野命國作坐志大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐皇神
等乎某甲我弱肩爾太禰取挂天伊都幣能緒結天乃美賀祕
冠利伊豆能眞屋爾蟲草乎伊豆能席登刈敷支伊都閉黑益
之天能應和爾齋許母利氏志都官爾志靜米仕奉氏朝日能

豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久奏

高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎
事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見爾遣時爾
天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返事申給
久豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支夜波如火盆光
神在利石根木立青水沫毛事問天荒國在利然毛鎮平天皇
御孫命爾安國止平久所知坐之米申氏已命兒天夷鳥命爾
布都怒志命乎副天天降遣天荒布神等乎撥平氣國作之大
神乎媚鎮天大八島國現事顯事令事避支乃大穴持命乃申

給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天已命和魂乎八咫鏡爾
取託天倭大物主櫛麩玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾
坐已命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能
神奈備爾坐事代主命能御魂乎宇奈提爾坐賀夜奈流美命
乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命能近守神登貢置天
八百丹杵築宮爾靜坐支是爾親神魯伎神魯美乃命宜久汝
天穗比命波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比
奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仲賜志次乃隨爾供齋若
齋時者仕奉氏朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自登御
加後字

禱乃神寶獻止良久奏白玉能大御白髮坐赤玉能御阿加良毘
坐青玉能水江玉乃行相爾明御神登大八嶋國所知食天皇
命能手長大御世乎御橫刀廣爾誅堅米白御馬能前足爪後
足爪踏立事波大宮能內外御門柱乎上津石根爾踏堅米下
津石根爾踏凝之振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食左
事志太米白鵠乃生御調能玩物登倭文能大御心毛多親爾
彼方能石川度此方能石川度爾生立若水沼間能彌若叡爾
御若叡坐須須伎振遠止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐麻蘇
比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能已登久明御神

能大八嶋國乎。天地月日等共爾。安久平久知行奉事能志太
米止。御禱神寶乎。擎持氏。神禮自利。臣禮自登。恐彌恐彌。天津
次能神賀吉詞白賜久奏。

出雲國造神賀詞 出雲は國名なり國造は國之御臣の義にて上代は國々に此官を
置れて國內の神事と政事とを兼ぬ掌らしめ給へりさて出雲國造は古事記日本紀な
どにも見えたる如く天穗日命の末裔にてこの神賀詞は始めて京に上りて國造に
任され國に還りて潔齋する事一年にして上京したる時と其後また國に還りて潔齋
すること一年にして再び拜謝のために上京したる時との二度申すことなり 縣居
大人云この國造が神祖を註せしは後人のわざなり式の例にあらざ 重胤翁云天皇
本紀に天種子命奏天神壽詞即神世古事類是也と見えたる此は中臣壽詞の
事なるがかく臣連の家々に傳へたる神世の古事のあるを朝廷に參りて聞え上る

詞を余基登とは云りさるは皇御孫命の天降り坐て初國知看す始に當今仕へ奉る
臣連の祖々は何れも其事に功しく仕奉れりし勳功ます神にますが故に其勳功をあ
らはす事は子孫の人々の其餘慶ありて滋り蔓り居るのみならず其先祖の勳功に依
りて天津日嗣のとしへに定り坐る御事なれば上下に通りていとくめでたき神
世の古事なる故に余基登といふ號は出て來りしなり
八十日日波在止毛 是は月毎に八十と多くの日數はあれどもといふ意なり○今日能
生日能足日爾 生とは物の生榮ゆる意。足とは事の足滿る義にて共に吉日といふ
事なりさて此詞を申すへく殊に定まれる日とはなき故に時に臨みて神祇官にて
豫め吉日を卜ひ太政官に申し奏聞して定めたる當日をかく稱へて申せるあり○國
造姓名 姓名と書けるは此詞を奏す國造が自らの姓名を申す所あり○挂麻久毛畏
岐とは言にかけて申すも畏れ多きといふ事○明御神止 明御神とは天皇の御事
之其は天皇は天神の御子とればしますまゝに現にあらはれます大御神ぞと崇め尊
みて申せる之止は爾天といふが如き辭なり○大八嶋國の事は上なる龍田風神祭

の詞にいへるを見るべし○齋止爲氏とは天皇の大御世を長く遠く齋ひ奉としてといふ事にて齋といふ言の意は祈年祭、大御巫、詞の下に云るが如くなりさて此は臨時祭式に國造賜_テ資_ヲ幸_ニ物_ヲ還_シ國_ニ潔齋一年云々とある間の所作にて其の狀は次に見えたるが如し○若後齋時者云々 此は同式に又後齋一年更_ニ入朝_シ奏_ス神壽詞_ヲ如_シ初_ノ儀_トとあるをいふなりさて縣居大人の説に後齋のそりには手長能大御世止齋_{イハフ}後齋_ノ止_ハ爲_シ氏_トと申すべし然れば細註にもとは加_フ後齋_ノ字_ヲとありけむをのちに齋_ノ字_ヲを落せしものありといはれたるが如し○青垣山内とは青々としたる垣の如くに山の立ち廻れるろの内をいふなり○日眞名子 日は美言_ハ眞名子_ハ實_ニ子_ノの意にて親しみ愛しむ詞なり次にもいふ如く熊野、大神は須佐之男、命の御事にて此命は御父伊邪那伎、命の殊に愛でいつくしみ給し御子なるが故にかくは申せるなり○加夫呂伎 本居大人云神祖_{カムロ}なり須佐之男命は大名持、命の祖神_{オヤサミ}にますが故に出雲、國にては殊にかく申すあり○熊野大神櫛御氣野命 同大人云こは須佐之男、命のこの熊野宮に鎮ります御靈_{ミタマ}をたへ奉れる御名なり○國作坐志 大穴持命

此命は延喜式に見えたる出雲、國出雲、郡杵築、大社に鎮りませる大國主神のまの御名にて此神の御事は人のよく知り奉れる如く天_ツ神_ノの命令_{ミコトノミ}をうけたまはりて少彦名、神と相並びて此國を作り竟へ給ひしを以て國作坐とは申せるあり○皇神等乎 本居大人云皇神とは何れの神をも尊みてかく申すなり乎といふ辭は下に志都宮爾志靜米とある所へかゝれり○某甲我とは國造みづからの事あり○伊都幣能緒結 本居大人云伊都は何にまれ齋み清めたる物にいふ言なり云々幣は奴佐と訓べし云々さてこゝは木綿をいへるあるべし又木綿と麻とにてもあるべし緒とは結といふから云るにて即ち木綿麻なり云々結とは國造の頭の髪に結ひ着るを云るにて謂ゆる木綿鬘_{ユフカケ}あるをかくいひなせるは古の文あり○天乃美賀祕冠利天 縣居大人云天は崇_{アガ}めの言。美は眞に同じくてはむる言。賀祕は加夫利_{カフ}なり夫利の約め備なる故にかくも云り祕は濁りて訓べし冠利はろの冠を冠るといふ用語なり云々正裕云。本居大人の後釋に美賀祕の祕は氣字を誤れるなりといはれたるによりて今本には祕をゲと訓たれどよく思ふに強説_{シヤク}されば今は縣居大人の説に従ひて備とよ

み改むべし斯て祕の下に登といふ辭をよみ着べし登志氏といふ意なり○伊豆能眞屋 伊豆てふ言意は既に云り眞屋は國造の齋み籠れる館の中にて御饌御酒を作り調ふる所をいふあり○麤草は穢れなくすがくしき所に生ひたる草をいふ○伊都閉黒益之 閉は食の假字にて飲食物を煮または入れおく器の總名あるがこゝなるは御饌を煮るための食なり黒益之の益は借字にて辭なり薪もて焼けば食の黒くなるが故に御饌なを焼く事をかくいへる○天能聰和爾云々 天能とは天上なる物の美しさに擬へ作れる由にて稱言なり聰は既にも云る如く酒を醸す器の名あるが此所に聰和といへるもたゞ聰の事にて和といふに別ある意あるにあらざ 本居大人云こゝは御酒の聰一をいひて其餘の種々の御食つ物をも兼たる文なり伊豆閉黒ましといふは御酒の用にあらざ御食物も煮炊ぐをいへるより一、つゝさの文なるをもて知べし爾齋許母利氏といへる爾は御食御酒などを調へなどして其事に齋こもるといふなりこもる所は伊豆能眞屋あり○志都宮 同大人云神を鎮め奉る宮といふ事なりさて此宮は上に云々皇神等乎とあるよりつゝきて出雲一

國の神々を請奉る宮なりされば此宮は常の宮にはあらでこの齋のために新に造るなるべし○志靜米仕奉氏 重胤翁云上に擧たる熊野大神。杵築大神二柱を始めて百八十六社の神々を志都宮に鎮りましましめて一年の齋の間仕へ奉るといふなりかくして天皇の大御世を手長の大御世と堅石に常石に齋ひ祈り奉りたる齋一年の間に禮代の神寶をととのへ備へて祈申す國造と守り奉る皇神等の禮代となすはこれに依てなり○朝日能云々は國造が朝廷に参りて神賀詞を申す時をいふなり○神賀吉詞奏賜波久登奏 これまでは此の神賀詞の序文の如きものあり

高天能神王とは天皇祖といふに同じ忠行云こは天御中主大神の御申を事せるなり○高御魂神魂命の御事は既に祈年祭の下にいへる○皇御孫命は邇々藝命を申せるあり○事避奉之時 本居大人云事避は決めて後の誤にて事依なるべしかならざ事依といはではかゝるはぬ所あり 正裕云今本に字は改めねど此説に従ひてコトヨサシト訓めるに依るべし○出雲臣 出雲は氏にて臣は尸之○國體見 縣居大人云下つ國の有様を見に降し給ふにてろはむねとは大國主神のさまを見。又すべて荒

び猛ぶ諸神のさまを見て治めしたがへつべきや否やを見とりて事をあさむため
 なり○天翔國翔とは鳥あどの飛翔る如くに虚空の上下をかけり行りつゝ此國のさ
 まを見めぐり給へるをいふあり○返事申給久 縣居大人云古事記日本紀などに穗
 日命は大名持命に媚附て三年まで復命申さずとあるを今かくいへるは云々おも
 らに此傳へはかの記どもには漏れてこれにあるなりけり○如五月蠅水沸支 五月
 蠅は字の如く五月ころの蠅ありこの蟲は其頃殊に多かるものある故にかくは名に
 負へるなり那須は如久の古言なり水は皆の借字にて沸とは涌出てたちさわぐをい
 ふあり○如火瓮云々 瓮は今いふ瓶の事にて此はろの瓮の中にて焼く火の如く圓
 々としたる火球とありて邪神のあらふる状を譬へたるなり○木立 重胤翁云大殿
 祭詞。大祓詞。遷却崇神詞あるは下に草乃片葉と云ひてろの木立は全木はもと
 よりにて伐杙までもといふ意あればキチタチと訓べき事ろの下にいへるが如きを
 此は然らず次に草乃片葉といはずすべての植物を含めて云るあれば汎く許陀知と
 よむぞ宜しかるべき○青水沫毛事問天とは青々としたる水の沫も物いひてといふ

事なりさて是等の怪事は妖神のあすわざなる事既にも云るが如し○安國止とは安
 く知しめす國としてといふ事なり○平久云々とは古事記に故遣天、昔比、神
 者乃媚附、大國主、神ニ至、于三年、不復奏とある如く三年経る間に大名持
 命を媚び和し天に歸り上りて下ある二神を御言向けに申し下したるをいふあり○
 天夷鳥命 御名、義ヒナドリは鄙照にて此神天より降りて邊鄙を平たまひし功あ
 りて其名高ければ其功をほめて鄙照とたへしなり○布都怒志命 御名義は日本
 紀神武天皇の卷なる高倉下の夢に天照大神謂ニ武甕雷神ニ曰、云々時、武甕雷神登
 謂ニ高倉下ニ曰、矛、劍、號、曰、二師、靈ニ云々とある師靈の御劍に依れる名にて彼、劍
 の利して物を清くさきり離つ意を以て稱へつる御名なり主とは此劍の主たる由なり
 ○荒布留神等とは上なる五月蠅なし火盆の如くし或は石根。木立。青水沫などに
 寄附て荒びたけふ神たちをいふあり○國作之大神とは上に云る如く大名持命の
 御事なり○媚鎮天とは大名持命に依り親しみてろの御心を損ねさせ給はじと程よ
 くあへしらひ給ひしをいふあり○現事顯事云々 現事顯事は共に同じ意にて大

名持命のこれまで主領ウシノ有タたせ給へりし大八嶋國に關カはりし事どもをいふあり令事避支ウツリとは事は政シにてこれ迄かく大名持命の有たせ給へりし國と政事とを上なる二神して皇孫命に返し奉らしめ給へりしをいふあり○靜坐率大倭國 此は皇孫命のいまだ天降りまさぬ前の事あるが故に靜坐率と未來へかけていへるにて今より後はこの大倭國に大宮造して住み給はん事をいふなりさて此所の大倭は大八嶋國のすべてをいふには非シして畿内なる大和國をさしたるあり○八咫鏡爾云々 八は彌ヤ咫チは手テにてこは掌ウデを二ニからべたる程の大さの鏡ありさて大名持命御自の和魂を此鏡に寄憑ヨセツクて皇孫命の近守神とたてまつり給へる故に巳命の御魂ながらも別に稱名ナナを奉りて鎮め祭り給へるなり○倭大物主云々 本居大人云大物主と申すは三輪ミロに限りたる御名之大名持命の一名にはあらず櫛鬚玉命も三輪に鎮り坐す御魂を稱たる御名にて同じことを聽は伊加イカと同じくて嚴イカく健タカきよしあり○大御和乃神奈備爾坐 此は神名式に大和國城上郡大神大物主神社とある是なり神奈備ナホて言は縣居大人の説に神の毛理モリなり毛理の約美ヨシにて神奈美ナホなるを通はして備ヒと

も云り萬葉に毛理を神社とも書つればこゝも大三輪の神社といふ意ありと云はれたるに従ふべし坐は令イ坐イにて鎮め坐イしめ奉る由なり次々なるも皆れなむ○萬木乃鴨は神名式に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座とある主神に坐り縣居大人云此社は葛木山の東南の麓フタトの鴨といふ所にありて他オカより高き所なれば高鴨の社ともいふあり○事代主命の御事は祈年祭なる大御巫の申す詞の下トコに云へるを見るべし○宇奈提爾坐 縣居大人の祝詞考に今本には宇奈提爾坐とあれどもかく同じ事をあらべいふ中には是のみ違ひては文をささぞ故カれ今イマ乃神奈備ナホといふ四字を補ホひつさて宇奈提ウナテてふ所は高市郡畝火山の西北に今も雲梯村とてありろこあるべし云々神名式に大和國高市郡高市御縣坐ウナテ鴨事代主神社とあり云々今はこの雲梯村の社は國人もさたかに知さかりぬ云々といはれたるが如し○賀夜奈流美命 此神の事は重胤翁の説にこは下照姫命シメツルヒメの又の御名ありとあるを久保季茲翁この考を見て此説まことに然る事なりろは牟佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神社大略注解といふものに加夜奈留美命神社を載せて社家者説

曰、茅鳴身神社、高照姫、命也と云り高照姫と申すは下照姫あるへき由古史傳に見えたるを思ふべしと云れたるに従ふべし○飛鳥乃神奈備 本居大人云神名式に高市郡飛鳥坐神社四座とある是なり此社の古の地は今雷村といふ所あり云々然るに天長六年三月に神の託宣によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されしよし日本紀略に見えたり 忠行云同式に大和國高市郡加夜奈留美、命神社といふも見えたり○皇孫命能近守神とは上に見えたる如く大名持命の此國を皇孫命に避りまつり給ひし時に右の四神を皇孫命の御守神として皇京と同じ大和の國內に鎮りませしめ給ひしを以てかく云るなり○八百丹杵築宮 八百丹とは多くの土といふ事にて此は多くの土をば杵もて築くといふ意にいひかけたる冠辭なり此宮はいま出雲國神門郡にありて出雲、大社といふは即ちこれ○汝天穗比命波云々仰賜志次乃隨爾 此は神代紀、一書に高皇產靈尊勅、大已貴、神曰、云々又當主、汝、祭祀者、天穗日、命是也とあるは即ちこの事にては大名持命を敬ひ祭り且つ皇孫命の御代をも長く遠く祈り奉りしめむためなりさて次乃隨爾とは穗日、命より次々の國造をもが右の如くに仕奉る由あり○供齋云々 此は上に天皇命乃大御世乎手長能大御世止齋止爲氏とあるに照應せたる文なり細註に後齋時者云々とあるは後齋の時には後供齋仕奉氏といふべき由をしらせたるなり○神乃禮自利 重胤翁云大國主神國去の時に其の禮代の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の天御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り給へるを天穗日命の復奏し給し時に天朝廷にさげ奉りし例に擬ひてその齋の出雲國造が熊野杵築兩神宮に供へ奉りるの大神等にたてまつれる神寶を申し下して大神の禮實として獻るをもていふあり禮自利の自利は志呂と同じく物代または代物なといふ代なり○臣能禮自は國造が獻つる禮自利あり然るに利を省きたるは口に唱ふる調のためなり 重胤翁云右の如く神乃禮自利は大國主神の此國を皇孫命に避り奉らせ給ふ表物なるがこれにあらべて天穗日命より奉り給ひしは謂ゆる臣の禮自利なるが此二ツを合せて天、夷鳥命(正裕云此命は穗日命の御子にて出雲國造が遠祖なり)より次々にその裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞まをす禮實はさげ奉れるものとみゆ云々○御禱

の國造をもが右の如くに仕奉る由あり○供齋云々 此は上に天皇命乃大御世乎手長能大御世止齋止爲氏とあるに照應せたる文なり細註に後齋時者云々とあるは後齋の時には後供齋仕奉氏といふべき由をしらせたるなり○神乃禮自利 重胤翁云大國主神國去の時に其の禮代の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の天御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り給へるを天穗日命の復奏し給し時に天朝廷にさげ奉りし例に擬ひてその齋の出雲國造が熊野杵築兩神宮に供へ奉りるの大神等にたてまつれる神寶を申し下して大神の禮實として獻るをもていふあり禮自利の自利は志呂と同じく物代または代物なといふ代なり○臣能禮自は國造が獻つる禮自利あり然るに利を省きたるは口に唱ふる調のためなり 重胤翁云右の如く神乃禮自利は大國主神の此國を皇孫命に避り奉らせ給ふ表物なるがこれにあらべて天穗日命より奉り給ひしは謂ゆる臣の禮自利なるが此二ツを合せて天、夷鳥命(正裕云此命は穗日命の御子にて出雲國造が遠祖なり)より次々にその裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞まをす禮實はさげ奉れるものとみゆ云々○御禱

乃神寶獻長久止奏 かく申し終て次々にその獻物を冠辭として御賀言を申すなり
 ○白玉能云々とは今獻つる此白玉の如き御白髪カの生ナひ給ふまで御命長ミコノイミく坐イしまさ
 むとコトホキ言禱申せるありこの白玉能赤玉能などある能は之如といふ義なりさて此玉と
 もの事は臨時祭式に玉六十八枚とある細註に赤水精八枚。白水精十六枚。青石玉四
 十四枚と見えたる是なり○赤玉能云々とは此獻つる赤玉の如く大御顔色の麗はし
 くあからびまして御病おはしまさき健タカかにわたらせ給へとなり阿加良毘は他の祝
 詞トコノアカリニアカリどもに豊明兩明坐とある明と同じ意なり○青玉能云々 青玉は青石を磨シガさて
 作れる玉なり水江玉は瑞可愛玉の意にて青玉をほめて云るなり行相とは緒に貫スさ
 たる玉と玉との相並び着きたる所をいふなりさてかく譬へたる意は此玉ともの相
 連りて並びつきたる状のよく調トイひて亂ミれざる如くに天皇の天下を調へ治め給ふ由
 ら○御横刀廣爾誅堅米 重胤翁云臨時祭式に金銀装横刀一口(長二尺六寸五分)と
 ある是之此は句の上に明御神登云々手長大御世乎とある長に對へて廣と云るなり
 さて太刀タチに入握ヤツカシ劍ツツカシ十握トツカシ劍トツカシをといふは長さを計りて云ひまた尾羽張をといふは其鋒

先の廣ヒロされるをいふ廣ヒロ矛コなといふも是に同じければ其横刀の長く廣さを以て譬と
 はせるものなり誅堅米は御横刀を打鍛ウチカひ堅めたる如く大御身堅オホミく大ましまして
 大御壽オホミイシの長く遠く天下を知し食せとなり○白御馬は臨時祭式に白眼オクメ鶴毛馬一匹と
 ある此をもて言禱申せる○前足爪云々とは獻物とする馬の前足と後足との蹄を
 踏フみ立てしめて此の神賀詞申す齋庭へ引きつれて參る事をいへるなり○大宮前云
 々は皇居の周なる三重の玉垣にある御門々々の柱を云るにてかの馬の踏フて邊ヘぎ行
 く所をもていふ○上津石根爾云々 重胤翁云上よりい以下したる意は祝詞に下
 津石根爾宮柱太敷立など大宮造の堅固なる事を讃め申せるるの意味を以て馬の爪
 して柱根の地を踏堅め凝コすを賀ホたるなりさて上津石根と下津石根とをくらべたるは
 文の章をなせるなりといへどもいふころは此大地上より地底の界限までもと云
 るなり○振立流事波とは耳を振り立る事といふことなり然るを此上に耳てふ事
 を云ざるはやがて次に耳能とあるが故なり○耳能彌高爾 耳能は此馬の耳の高さ
 が如くにといふ意にて此はた、彌高といはむ料のみに云るなり馬の耳は高く立て

ある物なる故にかく續けたるありさて天皇の天下知し食す事を彌高にといふは御世の彌益々に隆盛なるべくおさめ給ふ由之○事志太米 本居大人云志太米は下見えにてろの下形の顯はれ見えたるをいふ○白鵠乃云々 白鵠は後世に白鳥といふ水鳥の白く大なる鳥なり 重胤翁云白鵠は臨時祭式に白鵠二翼とある是生御調は生ながら献つるなり云々玩物はろの白鵠の生御調は御贄としてたてまつるならせ故ありて御愛飮の料に奉出す事なる故にかくは云るなり云々この白鵠の生御調を献れるは垂仁天皇廿三年、紀に十一月甲午朔乙未湯河板舉獻^イ鵠也譽津別命弄^ニ是鵠^ニ遂得^ニ言語^ニとある吉例による事いふも更あるに此時の事を古事記に出雲、大神の御心と見え姓氏録に詣^ニ出雲、字夜江^ニ捕^ニ言^ニ之^ニとあれば由ある事あるべし○倭文能云々 本居大人云倭文能は白玉能赤玉能耳能と云ると同じ例にて倭文の如くといふ意なり云々多親爾は能にありさて倭文に云る意はかの布の筋のわざやかに分れ通りたる如くに天皇の大御心たしやかにましませとなり云々倭文は冠辞考にみはれたる如く古のよき布にて筋を織たる物なり志豆とは即ち須邇といふ

事なるべし○彼方能石川度云々 忠行云この石川度を今本には古川岸とあれせろは誤なり故れ今は出雲風土記ある阿邇須伎高孫根、命の御禊の段に石川度とあるに依りて改めつさて其石川度は古史傳に石川を向へ度る由には非き石川邊の義ありと云れたるが如しかくて生立とは石川の水の涌立といふなり○若水沼間 正裕云若はほめ言あり水沼間は右の石川なる水のぬまり淀みたる所をいふにて次なる彌若敷に冠^ニせたる意は水沼間の水の絶す流れかはりて濁り腐^ニざる如く彌若敷に御若敷ますといふあるべし○彌若敷^ニ云々 若^ニえは若^ニやぎといふ事にて天皇のいつまでも老^ニばれ給は老^ニ若^ニやぎます由の祝言と○須^ニ々伎振^ニ云々 本居大人云須々伎振は濊振にて振濊といふに同じ其内こは振といふ事重き故に下にれけり振は動かすをいひて濊^ニ状なり遠止美は淀みなり云々さてかの出雲風土記なる仁多、郡三津の水は神代にめでたき由縁のある水なる故に國造の此齋にも用ひ初むる事なれば云々此水を献つるなるべしとある故に此言はあるならむかの三津は斐の川に傍たる郷にて津はろの河門なりかくて濊^ニぎ振といふはかの神代に阿邇須伎高日

子、命の御身沐浴坐とあるにつきて云るにてをどみの水とは川にて身にまれ物に
まれ滌ぎ振ればろの勢ひにて流るゝ水の淀みてやゝ上さまへもさかのぼる故に云
り〇彌乎知爾 同大人云乎知とは何にまれ初の方へかへるをいふ言にて老たる人
の若かへるをも云りこゝは彼の川水の滌ぎ振る勢にて淀みつゝ上の方へやゝかへ
りゝするを彌乎知といひて天皇の彌ましに若かへり坐む事に申せるこ〇麻蘇比
乃云々 臨時祭式に鏡一面(徑七寸七分)とある如く此も献物の中の一類なるが故
に譬に云るこさて麻蘇比は眞澄にて塵ばかりの曇もさく澄明けさ由さり意志波留
志天云々とはこの鏡の面を見給ふが如くといふ事にて其如くに天下を明かに看る
なはし知し食さむといふ意あり〇明御神は天皇の御事なる由既に云り〇御禱神寶
とは上に並べあげてられに禱言をよまへ申せる禮代の神寶をいふなり〇天津
次能云々 重胤翁云上には爾親神魯伎神魯美乃命宜久汝天穗比命波云々仰賜志乃
隨爾と見えたる如くかの天穗比命の天ノ朝廷へ返事申上げ給ける時更に天神の宜
ひつけさせ給へりし事のあるに依りてろの子天、夷鳥命の高千穗宮に參向ひけむ

より其裔の出雲臣等の世々仕奉るを以てぞ天津次とはいふなりける

〇中臣壽詞

現御神止大八嶋國所知食須。大倭根子天皇我御前仁。天神
乃壽詞遠稱辭定奉。長久申須。
高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬
乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。高天原仁事始天。豐葦原乃瑞
穗乃國遠安國止平。所知食天。天都日嗣乃天都高御坐仁
御坐天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞
穗遠平。安久。由庭仁所知食止事依志奉。天降坐之後仁。

中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕氏天忍
 雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神漏美命乃前仁受給
 波申仁皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水遠
 里加氏奉止申止事教給仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏
 天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申天乃玉櫛
 遠事依奉氏此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照乃天都詔戶
 乃太詔刀言遠以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百
 篁生出牟自其下天乃八井出牟此遠持天天都水止所聞食
 止事依奉支如此依奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國

卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主基
 仁丹波國氷上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波紛走灰燒
 薪採相作稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋利參來氏今年十
 一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐母清麻波利仁
 奉仕利月内仁日時遠撰定氏獻留悠紀主基乃黒木白木乃
 大御酒遠大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止
 汁仁實毛赤丹乃穗仁所聞食氏豐明仁明御坐氏天都神乃
 壽詞遠稱辞定奉留皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆
 乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利伊賀志御世仁榮志奉利自康

治元年始氏與天地日月共照志明長御坐事仁本末不傾茂
槍乃中執持氏奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中
臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申
又申久天皇朝廷仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等天下
四方國乃百姓諸諸集侍氏見食倍尊食倍歡食倍聞食倍天
皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留倍禱乎所聞食止恐
美恐毛申給波久申

中臣壽詞は皇孫邇々藝命の高千穗宮にて大嘗祭行はせ給ひし時に皇祖天神の大御命を受け傳へ神代の故事もて中臣氏の遠祖天兒屋根命の壽詞を稱へ申せりしよりろの氏人の次々に相傳へて天皇と皇神との御中執りもちて本末傾け奉仕へ奉

ることを言壽ぎ申す由なるが故に壽詞とは云るなりされば此は中臣の氏人の申す壽詞といふ意味あり

現御神止 此は上ある出雲國造神賀詞に云り○大倭根子天皇 忠行云根は奴志のつゞめ爾なるを禰に轉したるにて子は尊稱ありされば大倭の主たる天皇と申す義なりさてかく稱へまつる事は一柱に限れるには非ずして汎く何れの天皇をも申し奉る稱なり○天神乃壽詞とは即ちこの中臣の壽詞の事あり其は上にも云る如く皇祖天神の大御命をうけ傳へて申す詞あるが故に天神の壽詞ともいふなりさてろの壽詞は次なる皇孫尊波高天原仁云々といふより瑞穗遠平介久安介久由庭所知食といふ迄なり○稱辭定奉とは天神の大御命にたがはずこの壽詞奏してろの壽詞のまに〜仕へ奉るをいふなり

高天原仁云々 すべて此邊の詞の意は上なる大殿祭大祓詞などの所々に云るを見るべし○天都御膳遠 重胤翁云こは天津神の事依し奉り給ひし水穗をもて仕へ奉る御膳なるが故に遠の辭を用られたり○由庭爾 由庭は齋場にて天皇の御位に

即ち給へる時に悠紀主基の大御政事を行はせ給ふべき大嘗宮をいふ爾は爾天といふ意の辭之○所知食 重胤翁云こは上に安國止平介久所知食天と云より相對へて全とは御國を知食す御事を兼ね併せていふ所なるが故に所聞食とは云はす下あるはこの大嘗の大御政事を執り行ひ給ふ一方にのみいふが故に所知食とは云ざりけるもの之○皇御孫尊は邇々藝命を申せる之○天忍雲根神は天兒屋根命の御子なる事藤原氏の系圖に見えたり○天乃二上は天津御國にある山名にて其狀高峯の二つに分れて聳え上れるより負る名なり 本居大人云こは天忍雲根神違神漏岐神漏美命乃前爾受給波里申仁天乃二上仁奉上氏と語を次第で見れば能く通ゆるなり○奉上氏とは皇御孫命の水取の大御使に立まつり上る由なり○受給波里申仁とは皇御孫命の御膳水とすべき天水を受賜はらしめ給ふをいふ○皇御孫尊乃御膳都水とは皇孫命の聞食さむ大御膳に仕へ奉るべき水をいふなりさてかく御膳都水をば殊更に天上まで受賜はり申しに大御使を遣はし給ひしは此頃この國土はなほ稚々しくて潮水と眞水とのいまだよく分らず天上なる水の鹽氣なくて軽く清るに

は及かざりしか故なり○宇都志國は現國にて即ち此國のことなり○天都水は天上ある水をいふ○天乃浮雲は虚空にかゝれる雲の事なり○天乃玉櫛 平田大人云玉串は玉を飾り付るより出たる名あるが玉を着けざるを美ては玉串と云り云々○此玉櫛違刺立氏 此は邇々藝命の高千穂宮にて行はせ給ふ大嘗の齋庭に天神より授け給ひし玉串を刺し立て天津水を求めしめ給ふ御業之○自夕日至朝日照万民とは夕暮の程より始めて夜もすがらに夜明て朝日の豊榮登るまでをいふ○天都詔戸乃云々 平田大人云大祝詞にも天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波云々とあり彼も此も共にその太詔刀言は別に傳へ賜ひし故に此にはもれたりろは如此告波とらけたる語にて論なし 正裕云此の大詔刀言は大同本記なる天忍石水てふ祈事の呪言を幾萬度となく諄辭しつゝ八井の出るを期と誦たるにて其やがて天皇祖神たちの御誨なる由委しく古史傳にいはれたるが如し○麻知 重胤翁云麻知は太兆の事にして其兆を標的となして其事を下合ふ故の名云々かくて右の太兆の鹿下にまれ龜下にまれ占兆を彫て灼くを町とも町形とも田町形とも云て方ある圍の中に

縦横の筋あるもの云々さて此詞の麻知は右の太兆の町の如きには非ねどもろの天ノ八井を出し給はむ所の兆に由都五百篋を生出しめて麻知となし給はむとの意にて鹿下龜下の町に其義相通へるもの之を以て太兆の麻邇と麻知と同意の言なる事を明らむべきものなり○弱蒜仁 正裕按に弱蒜は重胤翁の云れたる如く若やきたる蒜の事にはあれども仁は同翁の説の如く與の意にはあらず常磐爾堅磐爾あとの爾と同じく如くといふ意の辭にて次なる五百篋の譬喩に云る○由都五百篋 由都は伊都にて五百は數の多き事之篋は竹叢にて竹林をいふされば清き多くの篋の生出る由にて此は即ち麻知に見えたる物あり○自其下云々 平田大人云こは其化出たる篋の下より天上なる八井の水の涌出むとこの天乃は常に天某とあるへいふ例とは異りて慥しく天上のといふ意に見るべし八は例の彌にて水の彌涌に涌出る井の義なり 忠行云井は涌の約にて水の涌出るより負たる稱なり○如此依奉志とはかく天ツ神の事依し奉り給ひし天津水を以て御酒にも御膳にも和調へて皇孫命の聞食す大嘗の齋場の瑞穂を云々といふことなり○四國卜部の事は上なる

大祓詞に云るを見るべし○太兆乃卜事違持氏とは次なる悠紀と主基との御饌に仕へ奉る齋郡卜定の卜事に仕へ奉るをいふあり○悠紀爾云々主基爾云々 日本紀通證に神膳之儀兩度以後、度爲次也とある如く大嘗祭の大御膳は悠紀と主基との兩度にてろは共に太兆の卜事もて天下の國郡のうちより此事に仕へ奉るべき國郡を卜合ひ定めろの卜合へる國郡に負せて仕奉らしめ給ふありさて悠紀は齋忌の意にて主基は悠紀に次ぎたる由の名なり斯て今こゝにあらはせる國郡は此詞をか後ノ世に傳へんとして書にしるせる康治の御世に行はせられたる大嘗祭にたま〜卜合へる所を其まゝに書傳へたるなり○物部乃人等 此は延喜式に齋場、雜色人とある即ち是にて一の職名には非ず次なる酒造兒より以下の者共をまづ取總て云るにて種々の物事に仕奉る部々の人等といふこと○酒造兒 重胤翁云延喜式に造酒兒一人とありて本註に神語曰佐可都古以當郡、大少領、女、未嫁、ト食、者ヲ充之と見えたり云々これ即ち物部の人等の統領にして何事もこの酒造兒を必き先に立ることなり○酒波 同翁云同式に御酒波一人云々多明酒波一人已上並

女とあり云々さて酒造兒は黒酒白酒を醸る長となりて仕奉るを此は其下に屬て醸り終るべければ酒波の波は嘗にて醸といふと同意の古言と聞えたり○粉走

同翁云同式に篩粉一人とありて已上並女とある其一云々さて此は黒白の二酒を篩を以て漉して滓を去り又藥灰をも篩ひ漉すなどに仕へ奉るなり云々又これのみならず粟の殻を去りたるを篩もて殻を走らし去て米とさし又搗たる米をふるひて糖を走らし去りて精米を分る等の事に仕奉るなり○灰焼 同翁云同式に焼灰一人と見えたりこは男を以て仕奉らしめ給ふあり云々式に造酒司ノ酒部一人率燒灰一人驅使五人ヲ入ト食ノ山ニ先祭ノ山ノ神ヲ燒得藥灰一斛とありて藥灰は黒白の二酒に混和する料あり○薪採 同翁云同式に採薪四人と見えたり此は男あるが灰焼に屬て仕奉る者と聞えたり○相作 同翁云同式に共作二人とありて已上並女とある群なり云々酒造兒は其長とあれば酒波と相作とはるを輔けて共に仕奉れるこ此文を式に春黒白酒ノ料米ヲ者造酒兒先下ノ手ヲ次ニ諸女共ニ春とある共ノ字を用ひて共作と書れたるを思ふへし○稻實公 同翁云同式に稻實公一人とあり此は男なる

が造酒兒は黒白二酒の事に仕奉るを稻實公は御飯の事に仕奉るなり○大嘗會乃齋場とは皇祖天照大御神の大命以て事依し奉らせ給ひし瑞穂を皇孫命の千秋の長秋に聞し食し始めさせ給ふ齋場をいふなり○持齋波利參來氏 重胤翁云此は齋郡より京ある齋場へ運び京なる齋場より大嘗宮の齋場に持ち參來る事を合せて云るなり○今年云々は太嘗祭の當日なり○由志理伊都志理 重胤翁云齋實嚴實にて上に大嘗會乃齋場仁云々とある物實にして下文にいはゆる悠紀主基の黒木白木の大御酒と天都御膳との事なるが其は辰ノ日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる故にこゝには重複を省きて其物の名は下にゆづりて齋實嚴實とは云るにて彼の高天原にて聞食す齋庭の穂を吾御子に御せ奉ると勅たまひて事依し給へりし狀を擬はせ奉り給ひて此卯ノ日に大嘗宮の悠紀主基の齋場にて天照大御神に薦め奉らせ給ひ皇御孫命の享け給ひて天津日嗣の大御世始めとまたまふ物なるを以て齋といひ嚴といひて其實を稱へたるなり○持恐美 この持は上ある持齋波利の持と同じくて捧げ持つ由なり○月内七日時遠云々 重胤翁云上の太兆乃卜事遠持氏奉仕氏より

應きて今年十一月中都卯日亡云々とある是るれば其前に云べき所なるをかくあるは如何といふに今悠紀主基の大嘗の供物を獻つるころは卯、日之けれ其獻つる迄の間の事は悉くに時日を卜ひ定めて仕奉れりければ其事を合せて爰に此言を置たるあり○悠紀主基乃云々 同翁云悠紀の御膳は卯、日にて夕の大御膳なり主基の御膳は辰、日にて朝の大御膳なり引續きて豊明節會は直會にて中臣、壽詞は其時に當りて宣り種々の歌舞仕へ奉る事もあるあり○黒木白木 木は借字にて酒の事なり 本居大人云こは色の黒さと白さと二種の酒なり上代の酒の名にぞ有けむ其造法を考ふるに儀式に以て藥灰^{カク}和御酒^ニ五斗^ハ和^ニ内院^ノ白黒^ニ五斗^ハ和^ニ大多米院^ノ白黒^ニ二酒^ニと見えたる藥灰といふものは灰焼とて此灰を焼く役人ありて山に入て燒き得る事なりさて件文に依るに此藥灰白酒にするは黒酒にするとの二種ありて各うを和すに依りて其色黒と白とになること、聞えたり○天都御膳乃云々 重胤翁云此は黒木白木乃大御酒遠より受けければ酒をのみ指すが如くなれども然らば大御膳の事を本として右の二つを兼ねたるなり止はとしてといふ意にて究めて重き

辭あり○汁仁毛實仁毛 同翁云汁とは黒木白木乃大御酒とあるるれを指せるあり實といはゆる稻、實にて朝夕の大御膳に仕奉る御飯にて右の天都御膳といへる是あり○赤丹乃穗仁毛の毛は別に意はなくてたゞ軽く添へたるのみなり赤丹乃穗てふ言の意は祈年祭の下に云へり○豊明仁明御坐氏 此は大嘗祭の下にもは云る如く大御酒のみならず大御膳を聞食してもろの精氣の大御身に充溢れて大御顔の照明らかみ咲榮えまして健康にわたらせ給ふ由なり斯て此は次の詞を隔て、下なる與天地月日共云々とあるへ應く文なり○天都神乃壽詞導云々 重胤翁云上に皇孫尊波云々由庭仁所知食と見えたる是るむ天、神の壽詞なりける其を本立として又こゝに水取の政を述べて夫れより其瑞穂を以て大嘗仕へ奉る事の件々をのぶるが故に稱辭定奉留とは云るにて常に稱辭定奉といふとは異なり○皇神等とは大嘗の齋場に迎へ奉り給ひて天皇の大御手づから朝夕の大御膳供へ奉らせ給ふ天照大御神を始めて天、社國、社の皇神等を申せるあり○千秋五百秋乃相嘗 此は上に千秋乃五百秋とあるに照り應はせたる文なりさて相嘗とは天皇と相伴に新饗し奉る

意の稱なりされば天皇の大嘗聞食す御賀事につきて皇神等を相嘗にいつき祭らせ給ふ由あり○相宇豆乃比奉利 此言の意は大嘗祭の下に云り○康治は近衛天皇の御代の年號なり○照志明其志云々とは天皇の御稜威を天下に照らし輝かしましませ事のためにといふことあり○本末不傾云々 言の意は齋内親王奉入時、詞の下に云へるが如し 重胤翁云本とは皇神等をいひ末とは皇孫命を申せるありさて其皇神等の事依し奉り給へりし壽詞を以て今の太政の大御政の事實に合せて天神の壽詞を稱辭竟へ定め奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事なく御中とりもちて仕奉るをいふなり○中臣 此は氏名にあらざ職の名なり○祭主は諸の汚穢を忌避けすべてを嚴にして神事に仕奉る多くの人の長たる者をいふ稱あり○正四位上云々 職員令に神祇官伯一人云々大副一人掌同伯とありて伯は長官あり大副は次官なりさて官位令に依るに神祇大副は從五位下相當なり然るに此は位高くして官卑きか故に行とは云るゝ其は選叙令に凡任内外文武官一而本位有_二高下_一者若職事卑爲_レ行高爲_レ守とあるか如し○大中臣朝臣清親 重胤翁云

清親は二所大神宮例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清摩呂公の末孫祭主永頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月廿九日神祇大副に任されたる由見えたる此人なり○壽詞違云々 ことまでは天皇に申し上る詞にて是より下はるの御前に侍らふ人たちに宣る詞あり○親王等 重胤翁云親王以下百官の人々の宴を賜はる限りを云り○天下四方國乃百姓 同翁云別に百姓を宴に召さるゝにてはあけれども悠紀主基に仕へ奉る國郡司以下雜色、人は更あり常にも國々より在京して仕へ奉る官人及び諸司の下司にも召されて仕へ奉る良民をも合せて廣く云るなり○見食倍云々 同翁云食倍は給へといふ崇詞なり云々見給は大嘗會乃齋場持齋波利云々清麻波利仁奉仕利などあるをいふなり 尊給は皇孫命の大嘗さこしめす元由をあり 獻給は事の取具ひたるをよろこべるなり聞給は天皇に奏す壽詞を百官にも宣り聞ゆればあり○八桑枝 言の意は春日祭の下に云り○立榮云々 此は朝廷に中臣の仕へ奉る由にて禱とは右に云る天神、壽詞なり○恐美恐美毛 上にも云る如く此は御前に侍らふ人々に宣る詞ながら天神壽詞にひさ

つゞけて天皇の大御前にて申す故に深く謹み恐みてかく申せるなり

祝詞正訓講義録下巻 終

明治廿五年三月十二日印刷
同年三月十四日出版

著作兼發行者

愛知縣平民 阪 正裕

元籍尾張國知多郡横須賀町五十六番戸
寄留全國名古屋市中茶屋町六百五十九番戸

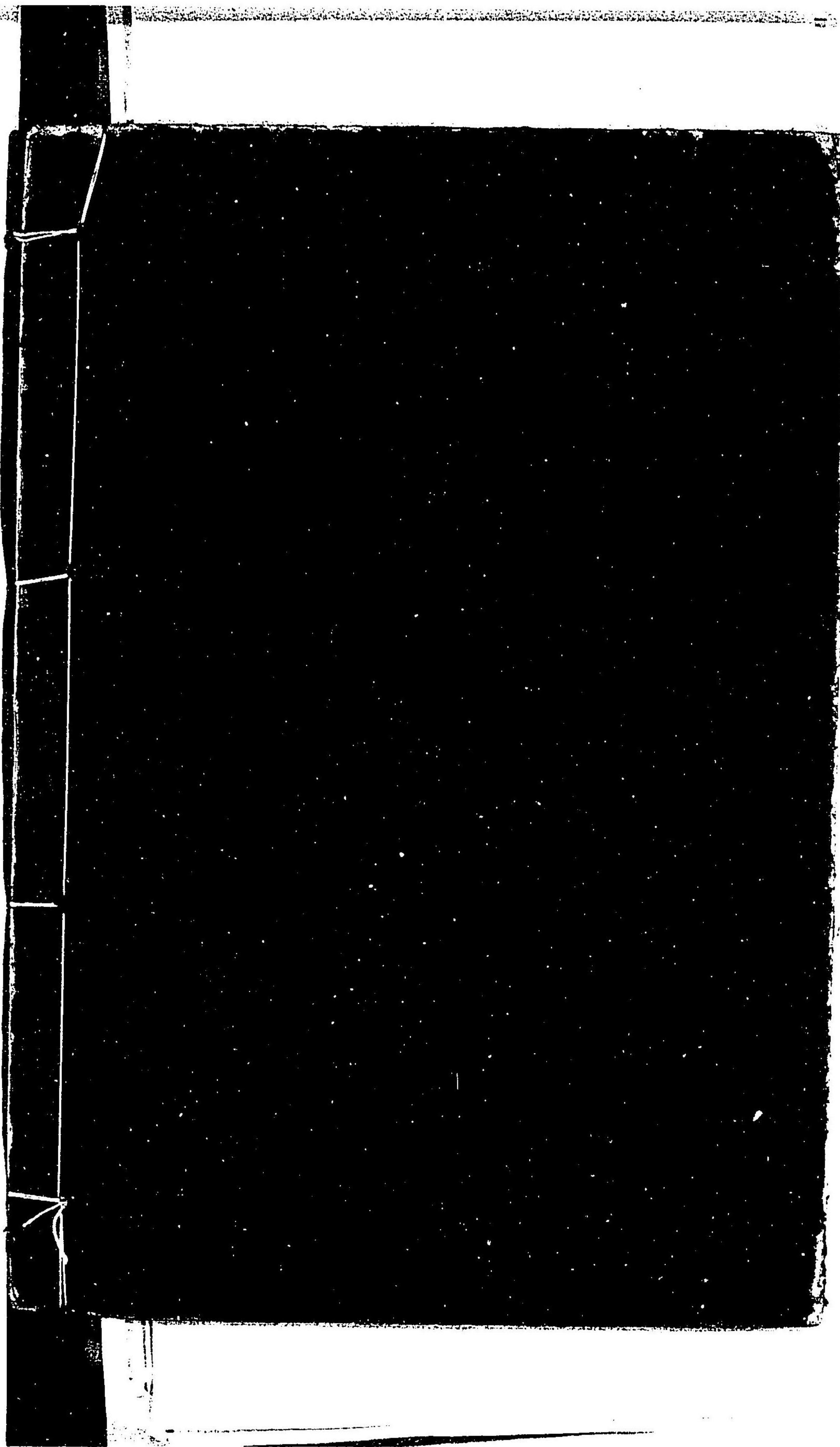
愛知縣土族

鈴木信比古

印刷者

元籍尾張國東春日井郡田樂村登番戸
寄留全國名古屋市中茶屋町九十二番戸

20
1
2



特36
593

014546-000-2

特36-593

祝詞正訓講義録

阪 正裕 / 編

M25

ABB-0937

